

羽生市議会災害対応方針

1 趣旨

羽生市において地震、風水害等の災害が発生した際に、市議会及び市議会議員が迅速かつ適切な対応を図るため、具体的な対応方針を定める。

2 議会の役割

議会は、地震、風水害等の災害が発生した際には、羽生市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）に協力し、災害情報の収集等に努めなければならない。一方で、災害の発生直後においては、市対策本部が災害対応に専念できるよう、配慮する必要がある。そのため、議会は、羽生市議会災害対策支援本部設置要綱に基づき、羽生市議会災害対策支援本部（以下「支援本部」という。）を設置し、以下の役割を担うものとする。

- (1) 議員の安否確認を行うこと。
- (2) 災害等の情報を収集し、及び整理し、必要に応じて議員及び市対策本部に情報を提供して連携を図ること。
- (3) 市対策本部及び関係機関に対し、優先順位を付して要望及び提言を行うこと。
ただし、市対策本部が災害対応に専念できるよう、議員からの市対策本部への要望及び提言については、緊急の場合を除き、支援本部を窓口として行うものとする。
- (4) その他議長が必要と認める事項に関すること。

3 議員の役割

議員は議会の一員であるとともに、一市民でもある。それゆえ、地震、風水害等の災害の発生直後においては、地域住民の一員としての活動を果たす役割が強く求められている。このような役割を担うため、議員は以下のとおり行動する。

- (1) 各々の地域において人命救助等の救援活動に積極的に参加し、市民の安全確保と応急対応に努めるなど、地域における活動に従事する。
- (2) 地域活動などを通して、市民目線に立った地域の災害情報などを収集し、支援本部に報告する。
- (3) 支援本部から伝達された情報を、必要に応じて市民に伝達する。
- (4) 支援本部からの情報提供や参集指示に速やかに対応できるよう、連絡態勢を常時確保する。
- (5) 災害発生時に適切な行動をとれるよう、日頃より災害対応に関する知識の習得や災害に備えた準備及び訓練に努める。

4 事務局の役割

支援本部が設置された際は、市議会事務局が以下の事務を担う。

- (1) 市対策本部において収集した情報を、必要に応じて支援本部に提供する。